

CHM アジア地域ワークショップ第 3 回会合報告書抜粋
(クアラルンプール、1997 年 12 月 3 日 ~ 5 日)

議題 14: 情報内容、情報構造及び能力開発に関する勧告と結果の報告

情報内容

25. フォーカルポイントは、可能な場合は常に、メタデータ(情報の所在、内容等に関する情報)を利用できるようにすべきである。

26. ナショナルフォーカルポイントレベルにおける CHM の内容には、次の情報を含むことができる。

- ・ 国の概要
- ・ 国際的な活動
- ・ 締約国会議(COP)及び科学技術助言補助機関(SBSTTA)の文書及び決議文の自国語への
翻訳

- ・ 全決議文及び機会の解説(自国語かつ非専門用語)

- ・ 国家戦略、行動計画、活動、及び評価

- ・ 以下の法律の制定

- 生物多様性の保全

- 持続可能な利用

- 遺伝資源へのアクセス

- 知的所有権制度

- 技術移転へのアクセス

- 特許

- バイオセーフティ

- 環境法

- 促進策

- 国際協定

- ・ 科学情報 以下の生物多様性の要素を含む:

- 既に記述されている遺伝子及びゲノム

- 種及び共同体

- 生態系及び生息地

- データモニタリング活動

- 生息域内保全

- 生息域外保全(植物、動物、微生物)

- 生物資源の持続可能な利用

- 促進策

科学資源ディレクトリ(組織、機関、NGO、人的資源など)

- ・ 技術情報
 - 技術(利用可能なもの、必要なもの)
 - 土着の、又は伝統的な知恵、技術及び革新
- ・ 研究成果
 - 技術、科学、社会経済学
- ・ サービス
 - トレーニング、調査、専門的・技術的知識
- ・ 問い合わせ窓口

情報構造

30. 次の5種類のフォーカルポイント(情報拠点)を推奨する。
 - ・ 事務局フォーカルポイント
 - ・ ナショナルフォーカルポイント
 - ・ 地域フォーカルポイント
 - ・ 小地域フォーカルポイント
 - ・ 主題別フォーカルポイント

31. 上記のフォーカルポイントの開発は、段階的に行うことを推奨する。最も優先すべきは CHM のナショナルフォーカルポイントで、次の段階で CHM の小地域及び地域フォーカルポイントの開発が必要であると認める。地域フォーカルポイントの活動には、トレーニングと共同研究が含まれる。地域フォーカルポイントは、地域の団体とも対応すべきである。

33. CHM ナショナルフォーカルポイントは、CBD のフォーカルポイントとして指定された施設と同じ施設であることが望ましい。

38. CHM で手に入れられる情報及びデータの管理者の役割と責任を、さらに議論する必要があると考えられた。

39. CHM のフォーカルポイント間での情報交換を促進するため、自国公用語のほかに、英語を使用することが勧告された。

40. 次の項目を実施することにより、一貫性と互換性を促進する:
 - ・ 事例の交換(リストサーバー、ワークショップなどにより)
 - ・ 各地開発ソフトウェアの共有
 - ・ 標準の展開の奨励
 - ・ 複数のサイトを閲覧する能力の開発

開発その他

54. 生物多様性条約事務局は十分にインターネットを利用できない締約国を支援するための様式を促進することを提案する。定期的(四半期ごとなど)又は要求に応じて最新情報を CD-ROM 又はディスクで作成・配布し、こうした締約国も適切な情報を広められるよう促進することである。支援は、次の点で必要と考えられる:

- ・ 発行(印刷物、CD-ROM など)
- ・ 配布
- ・ 外部 WWW ホスト(CBD-CHM)
- ・ 電子メール、ニュースグループ、掲示板
- ・ 外部出版社
- ・ データ管理及びデータベース

55. 生物多様性条約事務局は、ツールキットを常に最新の状態にする。

56. CHM の利用は、直感的に使える操作性、適切な索引と検索能力、情報の階層化を最低限にすることにより、使いやすさが優先されれば促進されるであろう。

57. ナショナルフォーカルポイントの CHM の開発計画を促進するよう、意識を高めるための最初の推進活動(国又は国際的な)に相当の努力を払うべきである。

58. CHM の利用者の要望に合ったものとするため、彼らからの反応を奨励、評価することも重要である。これは、優先順位の設定に非常に役立つであろう。ある種の Q&A 会議室も役立つ。

59. 利用者からの反応に対する対応はきわめて重要である。これには、CHM が現在の締約国会議の決議や他の参加者と整合性を確実にとりつつ開発していくよう、事務局との連絡体制を維持していく必要もあるだろう。